

保護者様

山口県立岩国高等学校坂上分校 保健室

学校保健安全法指定の感染症による出席停止について（お願い）

医療機関で出席停止と言われたら・・・

1. 速やかに電話で、感染症名・出席停止期間・医療機関名を学校に連絡してください。
2. 別紙「学校において予防すべき感染症についての診断証明書」を医師に記入してもらい、登校再開後に必ず学校に提出してください。

※新型コロナウイルス感染症に関する出席停止については、診断証明書の提出は必要ありません。

なお、医療機関発行による診断証明書の提出でも構いません。

診断証明書には文書作成料がかかることがありますので、各医療機関に御確認下さい。（文書作成料については全て自己負担となります。）

別紙の「学校において予防すべき感染症についての診断証明書」は、御家庭で保管いただき必要な場合に御利用下さい。予備の紙面は学校に準備しております。ご不明点等ございましたら保健室まで御連絡下さい。

出席停止の対象となる頻度の高い感染症

- ・インフルエンザ（各型）
- ・マイコプラズマ感染症
- ・水痘（水ぼうそう）
- ・風疹
- ・麻疹（はしか）
- ・溶連菌感染症
- ・流行性耳下腺炎
- ・流行性角結膜炎（はやり目）

※その他、医師の診断により出席停止の指示を受けた感染症については学校へ御相談下さい。

インフルエンザ出席停止期間早見表

出席停止基準：「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

※発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38℃以上の発熱など）が始まった日です。

	解熱までの日数	発症日			発症後					
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日	発熱	解熱当日	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後3日目	発症後4日目	登校可能		
		出席停止	→						出席停止	
例2	発症後2日	発熱	発熱	解熱当日	解熱1日目	解熱2日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止	→						出席停止	
例3	発症後3日	発熱	発熱	発熱	解熱当日	解熱1日目	解熱2日目	登校可能		
		出席停止	→						出席停止	
例4	発症後4日	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱当日	解熱1日目	解熱2日目	登校可能	
		出席停止	→					出席停止		
例5	発症後5日	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱当日	解熱1日目	解熱2日目	登校可能
		出席停止	→					出席停止		

※上記は目安ですので、病院受診時に医師に発症日と出席停止期間の確認をしてください。

※インフルエンザ以外での出席停止の場合も、期間については医師の指示に従ってください。